

## 職員の懲戒処分について

本学職員による暴力行為につき、国立大学法人香川大学職員懲戒規程に基づき懲戒処分を行いましたので発表いたします。

1. 被処分職員の所属・役職等

農学部 教授（男性 64歳）

2. 処分の年月日

平成27年11月4日（水）

3. 処分の内容

懲戒処分：諭旨解雇

4. 処分に係る事案の概要

被処分者は、香川大学農学部構内において、指導学生に対し、暴力行為を行ったとして高松東警察署に逮捕された。その後、高松区検察庁から暴力行為等処罰に関する法律違反罪で高松簡易裁判所に略式起訴され、罰金15万円の略式命令を受けたことを受け、学内の所定の手続きを経て、この度、処分したものである。

5. 処分の理由

この度の行為は、本学教員としての自覚と倫理観の欠如を原因として、本学の名誉及び信用を著しく損なうものである。

◇ 処分の公表に際して〔総務・労務担当理事 真鍋光輝〕

この度の事件につきましては、学生諸氏や本学を支援頂いている地域の皆様に対する信頼を失墜させるものであり、心より深くお詫び申し上げます。

本学といたしましては、服務規律の一層の徹底を図り、信頼回復に努め、二度とこのような事態を招くことのないよう、役職員一同、より一層努力してまいります所存であります。

以上

➤ 問い合わせ先

香川大学 広報室 落合・横山

TEL : 087-832-1029・1027 FAX : 087-832-1115

E-mail : soumkot@jim.ao.kagawa-u.ac.jp